

保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯への 就学援助制度(特別審査)のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の保護者様におかれましては、そのご心労はいかばかりかと、お察しいたします。

今回、コロナの影響のあったご家庭には対しては直近の収入で就学援助の審査(特別審査)をすることが可能となりましたので、「令和2年度就学援助申請書」と「特別審査申立書：今回別添」その他必要書類をお持ちの上、学校の事務室へ直接お越しくださいませ。

既に就学援助を申請中の方は、今回新たにご提出の必要はありません。

提出期間 . . . 令和2年7月1日～令和3年2月末

■ 緑小学校事務室(お手数ですが、お子さんに持たせず、直接お持ちくださるようお願い致します)

1. 援助の対象となる方

Ⓐ 通常申請：まだ令和2年度の就学援助申請をしておらず、通常の就学援助の要件に該当する方の追加申請です。

- ① 平成31年4月以降生活保護を受けられなくなった方(世帯変更による廃止を除きます)
- ② 児童扶養手当を受けている方
- ③ その他経済的に困りの方(前年の世帯全体の所得が次の限度額以下の方)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総収入 (めやす)	380万円	446万円	497万円	562万円	620万円	689万円	742万円
総所得	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円

※ 詳細は、令和2年4月に学校から配布された「就学援助制度のお知らせ(令和2年度)：紅色A3版」をお読みください。お手元がない場合にはお渡ししますので、ご連絡ください。

※ 所得とは、課税(非課税)証明書の「総所得金額」のことです。これは、源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「所得金額」の「合計」欄の金額をさします。

※ ひとり親家庭、父母以外の方が養育するご家庭、障害者のいるご家庭(障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)等をお持ちの方)、個別支援学級在級児童・生徒のいるご家庭、医療費控除を受けたご家庭、所得者が複数いるご家庭については、所得から一定額を控除するため、**限度額を超えていても認定できる場合があります。**

➡ 「4. 申請方法」へ進む

Ⓑ 特別審査：今回のコロナにより影響のあった方の申請です。

Ⓐには該当しないが「今年(令和2年)の世帯全体の総所得の見込み額」が上記表の**限度額以下の方**

➡ 「2. 必要書類」へ進む

(裏をご覧ください。)

2. 特別審査(新型コロナによる家計急変世帯)の必要書類

「令和2年度就学援助申請書」に以下の書類を添付してください。

(1)【令和2年度就学援助】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別審査申立書【必須】

(2) 収入を証明する書類(家計急変した方は急変後の収入)【必須】

【例】 給与収入の方：直近の給与明細(少なくとも3か月分)、(家計急変後の)会社作成の
給与見込、(離職時の)源泉徴収票など

自営業の方：税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

※収入のある方全員分の書類を添付してください。

※収入見込額には退職金、失業手当は含めません。

(3) 18歳以上の世帯員の被扶養(扶養されていること)を確認するための書類【該当者がいる場合】

例：扶養親族分の健康保険証の写し、扶養されていることが分かる課税証明書等

(4) 年金受給金額を証明する書類【該当者がいる場合】

例：年金振込通知書、年金額改定通知書、年金証書などの氏名・受給金額がわかるもの(コピー可)

※高齢年金・遺族年金・障害年金のいずれの年金でも書類が必要です

3. 必要書類をご用意できない場合

必要書類をご用意できない場合は、令和3年1月から2月末までの期間に令和2年分の源泉徴収票または確定申告書の控え等(遺族年金または障害年金受給者は年金の証明書も含む)を添付し、申請してください。

認定基準の限度額以下であれば、今年度に入って離婚や死別などで世帯の構成が変わらない限り、**原則4月に遡って認定し、支給いたします。**

4. 申請方法

- 提出書類・・・①令和2年度就学援助申請書 ②口座振込依頼書 →4月に配布したもの
㊤コロナ特別審査を利用する場合→「特別審査申立書:今回配布」、その必要書類
※①・②は令和2年4月に学校から配布済みですが、廃棄されるなどで現在お持ちでない方は、緑小学校の市村までご連絡くださればお渡しします。

- 緑小学校事務室までお持ちください。

- 支給時期・・・令和2年10月以降(原則支給金額は変わりませんが、申請書提出時期に応じて支給時期も遅くなります。)

5. 注意事項

- (1) 特別定額給付金は、法律により非課税となっているため、就学援助制度の認定基準となる所得には合算されません。
- (2) 通常の就学援助を申請し、**非認定となった方は、「特別審査」や令和3年1月から2月末までの期間に令和2年分の所得での再申請ができます。**申請書は学校でお渡しいたします。
- (3) ご質問、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 就学係【電話】671-3270
横浜市立緑小学校事務室 市村 932-6262